

業 務 委 託 契 約 書(案)

1 業務委託の名称	令和8年度 市立小中学校等冷暖房設備等保守点検委託			
2 履行場所	相模原市立小中学校等 地内			
3 契約金額	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4 履行期間	契約期間は、令和8年 月 日から令和9年2月26日までとする。			
5 契約金額の支払	受注者は発注者に対し、この契約に定める業務委託料を請求するものとし、発注者は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。			
	☐ 前金払 (☐ 一括払 ☐ 分割払) ☐ 概算払 (☐ 一括払 ☐ 分割払) ☒ 確定払 (☒ 一括払 ☐ 分割払)			
	備考			
6 契約の保証	☐ 現金 円 ☐ 履行保証保険 円 ☐ 有価証券 円 ☐ 免除 ☐ 銀行等、保証事業会社の保証 円 (相模原市契約規則第34条第3号)			

上記の業務委託について、発注者と受注者は、次のとおり委託契約を締結する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和8年 月 日

収 入
印 紙

発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代 表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に定めるもののほか、別添仕様書に従い、信義を守り誠実に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。

(検収)

第2条 受注者は、仕様書に定める成果品を頭書に定める契約期間内に発注者に提出し、その検収を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検収に合格しないとき又は手直しを指示され検収の結果を保留にされたときは、発注者が指定する期日までに改善し、再度検収を受けなければならない。

(委託料の支払)

第3条 受注者は、前条に規定する検収に合格したときは、発注者に委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定により、受注者から適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に相模原市指定金融機関において委託料を支払うものとする。

3 前項の場合において、契約保証金を徴収している場合は、あわせて還付するものとする。ただし、部分払いの場合は、最終の支払時にあわせて還付するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て委託業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、受注者は、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(発注者の調査権等)

第7条 発注者は、受注者の委託業務の実施に関して、必要な範囲で受注者に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

2 前項に基づく報告又は調査の結果、受注者による委託業務の実施状況につき、不十分な点が認められたときは、発注者は、委託業務の実施に関して必要な指示を受注者に行うことができるものとする。

(事故等の報告)

第8条 受注者は、委託業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 受注者は、前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

(守秘義務)

第9条 受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

(契約内容の変更)

第10条 発注者は、契約締結後に必要がある場合には、発注者受注者協議の上、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

3 予定数量をもって契約したものについては、発注者の都合により予定数量に満たない場合が生ずることがあっても、受注者は意義申出又は損害賠償の請求をすることができない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、故意又は過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

2 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が第三者へ損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。

(履行遅延)

第12条 受注者は、契約期間内に委託業務を履行することができないとき又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

ただし、受注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者は、契約金額について、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で算定した額の違約金を受注者から徴収することができる。

(契約不適合責任)

第13条 受注者は、発注者の検査合格後1年の期間契約不適合責任を負わなければならない。

2 発注者は、当該契約不適合により損害を被った場合は、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 相当の期間を定めて履行を催告したにも関わらず、当該期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 前号のほか、この契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、前項の違約金に充当することができる。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって、委託業務を完了することができなくなったときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第17条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第17条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(履行不能の場合の処置)

第18条 受注者が、天災その他の不可抗力等その責めに帰することができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て、受注者は当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は当該部分についての契約金の支払いを免れるものとする。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(所管裁判所)

第20条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(環境配慮事項)

第21条 委託業務の実施においては、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行うこと。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令を順守し、適正に処理すること。

(疑義の解決)

第22条 仕様書又はこの契約書に定めのない事項並びにこの契約について疑義が生じたときは、発注者受注者協議して解決を図るものとする。